

タクシー事業者感染防止対策支援事業（消毒液購入費等補助）の概要

1 申請・問い合わせ先

一般社団法人兵庫県タクシー協会

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区中山手通6丁目1番34号

ホームページ：http://www.hyogotaxi.or.jp/

T E L : 078-341-6036

※申請は、令和4年1月31日(月)までに到着するようご提出ください。

2 対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有し、令和3年9月末時点において事業を営んでおり、かつ令和4年3月末まで事業を継続する意思があるもの。

（令和3年10月以降に事業を継承し、かつ令和4年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。）

ただし、福祉輸送事業限定等の用途に限って営業するものを除く。

3 補助対象経費

- (1) 消毒液等消耗品購入費
- (2) 車内抗菌コーティング処理費
- (3) その他感染対策に必要な経費

※納品（リースの場合は対象期間）及び支払いが令和3年4月1日から令和4年1月31日までに完了しているものに限る。

4 補助金の額

補助金の額は、以下の算式による。

【算式】 車両数〔ア〕×7,000円

〔ア〕 車両数

令和3年9月30日時点において県内の営業所に配置されている車両数を上限とする。

ただし、以下の車両は除く。

- ①福祉輸送など用途を限定して使用する車両
- ②未車検等休車扱いとしている車両

（新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の特例（休車特例）を受けた車両を含む）

※1事業者あたり35両を上限とする。

※上記の範囲内で領収書等で確認できる支出額（消費税及び地方消費税を除く）に応じた車両数とする。